

21年度からの「移行措置」で、 小学5・6年生に「外国語活動」を実施！

文科省、『英語ノート』・CDを試作し、英語活動の概要を公表
小学校外国語活動の専用サイトも開設

旺文社 教育情報センター 20年4月

文科省はこの程、23年度から小学校5・6年生で「外国語活動」が必修化されるのを受け、教材として使用する『英語ノート』などを試作し、21年度からの「移行措置」として実施される「外国語活動」の具体例を公表した。

また、同省は小学校の外国語活動に関する情報提供の専用サイトも開設し、学習指導要領に基づく初めての“全国版小学校英語”の周知に向け、本格的に動きだした。

<外国語活動>

20年3月に告示された小学校学習指導要領(23年度から完全実施)では、小学校5・6年生で週1コマ「外国語活動」(原則として英語を取り扱う)が必修となっている。

「外国語活動」では、音声を中心に外国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標として様々な活動を行う。

小学校学習指導要領における「外国語活動」の目標・内容等は、次のとおりである。

第1 目標

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

第2 内容

〔第5学年及び第6学年〕

1. 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、次の事項について指導する。
 - (1) 外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること。
 - (2) 積極的に外国語を聞いたり、話したりすること。
 - (3) 言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること。
2. 日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めることができるよう、次の事項について指導する。
 - (1) 外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。
 - (2) 日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと。
 - (3) 異なる文化をもつ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること。

第3 指導計画の作成と内容の取り扱い

1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 外国語活動においては、英語を取り扱うことを原則とすること。
 - (2) 各学校においては、児童や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通して外国語活動の目標の実現を図るようにすること。

- (3) 第2の内容のうち、主として言語や文化に関する2.の内容の指導については、主としてコミュニケーションに関する1.の内容との関連を図るようにすること。その際、言語や文化については体験的な理解を図ることとし、指導内容が必要以上に細部にわたったり、形式的になつたりしないようにすること。
- (4) 指導内容や活動については、児童の興味・関心にあったものとし、国語科、音楽科、図画工作科などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 指導計画の作成や授業の実施については、学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が行うこととし、授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実すること。
- (6) 音声を取り扱う場合には、CD、DVDなどの視聴覚教材を積極的に活用すること。その際、使用する視聴覚教材は、児童、学校及び地域の実態を考慮して適切なものとする。
- (7) 第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。

2. 第2の内容の取り扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 2学年間を通じ指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする。

- ア. 外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、児童の発達の段階を考慮した表現を用い、児童にとって身近なコミュニケーションの場面を設定すること。
- イ. 外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、音声面を中心とし、アルファベットなどの文字や単語の取り扱いについては、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして用いること。
- ウ. 言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解させるようにすること。
- エ. 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めることができるようにすること。
- オ. 外国語でのコミュニケーションを体験させるに当たり、主として次に示すようなコミュニケーションの場面やコミュニケーションの働きを取り上げるようにすること。

[コミュニケーションの場面の例]

(ア) 特有の表現がよく使われる場面

- ・あいさつ ・自己紹介 ・買物 ・食事 ・道案内 など

(イ) 児童の身近な暮らしにかかわる場面

- ・家庭での生活 ・学校での学習や活動 ・地域の行事 ・子どもの遊び など

[コミュニケーションの働きの例]

(ア) 相手との関係を円滑にする

(イ) 気持ちを伝える

(ウ) 事実を伝える

(エ) 考えや意図を伝える

(オ) 相手の行動を促す

(2) 児童の学習段階を考慮して各学年の指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする。

ア. 第5学年における活動

外国語を初めて学習することに配慮し、児童に身近で基本的な表現を使いながら、外国語に慣れ親しむ活動や児童の日常生活や学校生活にかかわる活動を中心に、友達とのかかわりを大切にしたい体験的なコミュニケーション活動を行うようにすること。

イ. 第6学年における活動

第5学年の学習を基礎として、友達とのかかわりを大切にしながら、児童の日常生活や学校生活に加え、国際理解にかかわる交流等を含んだ体験的なコミュニケーション活動を行うようにすること。

<『英語ノート』>

- 「外国語活動」は必修であるが、「教科」ではなく、教科書はない。そのため、文科省発行の『英語ノート』は、全国一律に小学校英語の授業を進めるに当たり、その内容や範囲、レベルなどについて一定の基準を例示するために作られた「教材」といえる。
- 『英語ノート』は教科書ではないため、学校で必ず使用するものではない。これまで「総合的な学習の時間」で使用していた教材との併用や、区市町村の教育委員会などが独自に開発した教材等で授業を進めることもできる。

ただし、そうした場合、「外国語活動」の授業では学習指導要領に則って指導すること

が大前提であり、文法を扱ったり、「読み・書き」に重きを置いたりすることはできない。

- 『英語ノート』（試作版）は5・6年生用ともB5判、本文64ページ＋絵カード16ページ（切り抜いて用いる厚紙8枚。6年生用は4枚がアルファベット）で構成。5年生、6年生とも9つのレッスン（下記参照）ごとに学習指導要領に則ったテーマが設定され、付属のCDを活用して「話す・聞く」を中心に展開し、「書く・読む」には重きを置かず、文法には触れていない。使用単語数は、5年生用が130語程度、6年生用が150語程度。

* Contents

（1） 5年生用

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| Lesson 1 世界の「こんにちは」を知ろう | Lesson 6 外来語を知ろう |
| Lesson 2 ジェスチャーをしよう | Lesson 7 クイズ大会をしよう |
| Lesson 3 数で遊ぼう | Lesson 8 時間割を作ろう |
| Lesson 4 自己紹介をしよう | Lesson 9 ランチ・メニューを作ろう |
| Lesson 5 いろいろな国の衣装を知ろう | |

（2） 6年生用

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| Lesson 1 アルファベットで遊ぼう | Lesson 6 行ってみたい国を紹介しよう |
| Lesson 2 いろいろな文字があることを知ろう | Lesson 7 自分の一日を紹介しよう |
| Lesson 3 カレンダーを作ろう | Lesson 8 オリジナルの劇をつくろう |
| Lesson 4 できることを紹介しよう | Lesson 9 将来の夢を紹介しよう |
| Lesson 5 道案内をしよう | |

- 『英語ノート』（試作版）は今春、全国の拠点校、約550校のほか、全国の教育委員会にも配付された。まず、拠点校において先行して使用し、それらの意見等を踏まえて改善の後、正式版を製作する。来春、正式版を全国の小学校5・6年生全員に配布し、21年度からの「移行措置」の実施に備える。

<21年度から実施される「移行措置」>

- 21年度から、「移行措置」の一環として5・6年生において週1コマ、年間35コマ（1コマ＝標準45分）の「外国語（英語）活動」が実施されることになる。

ただ、「移行措置」で「外国語（英語）活動」を実施するかどうか、実施する場合、週1コマをどこに当てはめるかなどについては、設置者である区市町村教育委員会や、各学校の判断によるとみられる。

一般的には、「総合的な学習の時間」（現行では5・6年生とも週3.1コマ）の1コマを充てることになろう。

<小学校外国語活動の専用サイト>

- 文科省は4月初め、同省のホームページ内に「小学校外国語活動サイト」（URLは下記参照）を開設し、全国の地域や小学校での外国語（英語）活動の取り組みや、『英語ノート』（試作版）に準拠した教材（絵カード）等を掲載し、小学校英語活動の情報発信を行っている。

*文科省：「小学校外国語活動サイト」のURL

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gaikokugo/note/index.htm